

記載例 1

(一社) 日本半導体製造装置協会指定用紙	
整理番号	
① 下記②③以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合	<input type="checkbox"/>
③ 当該設備がソ	

チェック✓を入れる

産業競争力強化法の生産性向上設備等の

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」における資産分類（機械及び装置）を記載

設備の種類	機械及び装置
設備の用途又は細目	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備

当該設備の概要	設備の名称	半導体露光装置
	設備型式	2013年式 NS300F
	納入数量	3台
	納入年月	平成26年 6月（予定を記入するときは）
	設置場所	(事業所名) 小田工業 (所在地) 神奈川県横浜市南区〇-〇-〇

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」における設備の種類（機械装置の場合）を記載

該当要件	① 「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合は、「一代前モデル」でも可。	1. 該当	2. 非該当
	② 「生産性向上」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当	2. 非該当
	先端設備の当否	1. 該当	2. 非該当

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成26年 4月15日

平成 年 月 日

〒102-0085
東京都千代田区六番町3番地
六番町SKビル6階
電話：03-3261-8260

製造業者等の名称 山本製作所

製造業者等の所在地 神奈川県横浜市中区〇-〇-〇

一般社団法人日本半導体製造装置協会
専務理事 森岡 國男 印

証明者氏名 山本 太郎 印

担当者氏名 野口 明
担当者連絡先（電話番号） 042-〇〇-〇〇〇〇

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の前掲生産性向上設備のうち先端設備に係る要件（「最新モデル」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。
(http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

記載例 1

①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用

②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置 (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合 ⇒ チェックリスト②を使用

③当該設備がソフトウェア (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

チェック欄はSEAJが記載

【チェックリスト①】

			製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該 当	「最新モデル」に該当するか	下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。 (ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。 (イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。	① 該当 2. 非該当 販売開始年度：2013年度 取得等をする年度：2014年度	
	「生産性向上」に該当するか	当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。	① 該当 2. 非該当 <比較指標> (*) 以下の1~4までのいずれかの指標で比較。 ① 生産効率【単位時間当りの処理枚数】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 <指標数値> (一代前モデル)：250枚/時 (2010年度販売開始) (NS200) (当該設備) ：300枚/時 <生産性向上> 年平均6.7%	旧モデルの販売開始年度とモデル名を必ず記載
要件	先端設備の当否		① 該当 2. 非該当	

(※1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、器具備品とする。

(※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機であり、自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。) が取得又は製作をするもののみが対象となる。

旧モデル販売から最新モデル販売までの期間での年平均を記載